

○転出の手続き

- 1 八重原中の学級担任へ転校する旨をお伝えください。(転校予定日、転校先の学校名)
- 2 転出時に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等の書類を学校から受け取ってください。この書類がないと転入手続きができませんので、大切に保管して下さい。
- 3 君津市外へ転居の場合
転居前に、君津市役所市民課（君津市役所1F）で転出の手続きをしてください。
転居後、速やかに引っ越し先の市町村役場で転入手続きをし、「転入学通知書」を受け取ってください。

君津市内へ転居の場合

転居後、君津市役所市民課（君津市役所1F）で住所変更（転居）の手続きをし、その後、君津市教育委員会学校教育課（6F）で転入の手続きをしてください。その際、学校教育課窓口で「転入学通知書」を受け取ってください。

- 4 「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」等を持って指定された学校にて手続きをしてください。

○通学区域外の学校への転出

特別な理由があり、学区外へ通学する必要がある場合は、居住市町村の教育委員会で、通学区域外就学の申請が必要です。君津市は学校教育課（君津市役所6F）で手続きを行います。

<注意事項>

- 1 市役所での住所変更手続きが済んでいないと、「転入学通知書」は発行されません。
- 2 市内で転居する場合であって、学区外となった学校に通い続ける場合は「通学区域外就学」の申請が必要になります。君津市教育委員会学校教育課で手続きができます。

君津市教育委員会学校教育課 TEL0439(56)1421